

生産地域制限の公表 抜粋

○農林水産省告示第八百十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和六年四月十六日

農林水産大臣 坂本 哲志

3 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

品種登録の番号及び 年月日	登録品種の属する 農林水産植物の 種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者 の氏名又は名称及び 住所又は居所	指定地域	生産する行為を制限 する旨
第30191号 令和6年4月16日	Camellia sinensis (L.) Kuntze	ゆめすみか	静岡県 静岡県静岡市葵区迫手町 9番6号	静岡県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。

第 3 0 1 9 2 号 令和6年4月16日	〃	しずゆたか	〃	〃	〃
----------------------------	---	-------	---	---	---